

京都市告示第368号

地方税法第20条の5の2及び京都市市税条例第6条第3項の規定に基づき、同法等に基づく申告等（同法又は同条例に定める申告，申請，請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する行為をいう。以下同じ。）の期限の延長（平成30年7月26日京都市告示第225号）において別途市長が定めることとされている期日のうち，次の表の左欄及び中欄に掲げる地域に住所を有する個人及び主たる事務所又は事業所を有する法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）に係るもの並びに当該地域に事務所又は事業所を有する者で当該地域に源泉徴収に係る所得税の納税地があるものに係るもの（当該事務所又は事業所における個人の市民税に係るものに限る。）については，同表の右欄に掲げる期限について，平成30年11月27日とします。

平成30年10月24日

京都市長 門川 大作

都道府県名	指 定 地 域	延長の対象となる申告等の期限
岡山県	岡山市北区，岡山市東区，笠岡市，井原市，総社市，高梁市，小田郡矢掛町	地方税法等に基づく申告等の期限のうち，その期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するもの
広島県	広島市安芸区，呉市，竹原市，三原市，尾道市，東広島市，江田島市，安芸郡府中町，安芸郡海田町，安芸郡熊野町，安芸郡坂町	
山口県	岩国市周東町	
愛媛県	宇和島市，大洲市，西予市	

(行財政局税務部税制課)